

18歳まで無料に 市子ども医療費助成制度が変わります

●問い合わせ先 子育て支援課 子ども家庭班 ☎248-1162

市では、子育て家庭への経済的支援を充実させるため、

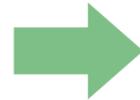
令和5年1月診療分より、助成対象年齢を 18歳の年度末(18歳到達後の最初の3月31日)まで拡大します。

これに伴い、中学生以下のお子さんへ新しい受給者証をお送りします(令和4年12月中旬発送予定)。高校生相当年齢の方は、『交付申請書』を提出した後に郵送します(令和4年12月中旬以降順次発送予定)。

▼制度の変更点

旧(令和4年12月診療分まで)

対象	受給者証の色
未就学児 小学生 中学生	みどり



新(令和5年1月診療分から)

対象	受給者証の色
未就学児 小学生 中学生 高校生相当年齢	みずいろ

▼対象拡大に伴う申請手続き

未就学児 小学生 中学生	これまでの資格が継続されますので、手続きは不要です。 新しい『子ども医療費受給者証』(みずいろ)を12月中旬に郵送する予定です。 現在の『子ども医療費受給者証』(みどり)は、1月以降、適切に処分してください。
高校生相当年齢	『子ども医療費受給者証交付申請書』の提出が必要となります。9月中旬に対象となる人の保護者へ通知を郵送しますので、手続きの詳細はそちらをご覧ください。

▼助成方法

熊本県内の医療機関・保険調剤薬局で外来を受診する場合	医療機関などの窓口で、子ども医療費受給者証と健康保険証を提示してください。一部負担金の支払が不要です。
熊本県外の医療機関・保険調剤薬局で外来を受診する場合	診療時にかかった医療費を支払い、受診の翌月以降に『子ども医療費一部負担金請求書』と支払った領収書をあわせて市に申請してください(1年以内)。 (高額療養費や附加給付金が支給される場合は先に各健康保険へ申請を済ませ、支給決定通知と領収書をあわせて申請してください)
入院した場合	
整骨・接骨院などを受診する場合	整骨院・接骨院などから1カ月分まとめて証明を受けた『子ども医療費一部負担金請求書』で市に申請してください(1年以内)。

市内農業者向けの支援

●問い合わせ先 農政課 ☎248-1445

申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください▼

合志市燃油高騰等緊急農業支援対策事業

新型コロナウイルス感染症の影響で、農業用の燃料や資材、飼料や肥料が高騰し、農業者の経営を圧迫しています。経費の上昇を農産物価格に転嫁しづらい農業者の営農継続を支援します。

事業名	燃油高騰等緊急農業支援対策事業補助金
対象となる人 ※(1)(2)の両方を満たす人	(1)本市在住の認定農業者および認定新規就農者並びに人・農地プランの中心経営体 (2)令和3年4月～令和4年3月の期間に、燃料・資材・飼料・肥料(たい肥を除く)を購入した農業者
補助金の額	最大20万円(対象経費総額の1/2以内)
申請期限	令和4年10月末(予定)



農業後継者育成緊急支援事業

農業後継者の早期安定と、次世代の地域農業の新たな担い手を確保することを目的に、農業後継者育成対策として新規就農者の緊急的な支援をします。

事業名	農業後継者育成緊急支援事業補助金
対象となる人 ※(1)(2)の両方を満たす人	(1)市内に住所があり、50歳未満で、市内で新たに事業継承(第三者継承は除く)をした人および事業継承をする意思のある家族従事者 (2)令和4年度から令和6年度までに就農する農業者
対象にならない人	・農業次世代人材投資資金交付要綱に基づく農業次世代人材投資資金(経営開始型)、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づく経営開始資金の交付を受けていない人
補助金の額	50万円(最長3年間)
申請期限	令和6年度までの事業となりますので農政課へご相談ください



農業経営収入保険加入緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少など、農業者の経営努力では避けられない理由で収入が減少した場合に、その減少分の一部を補償する保険です。市では農業者の経営安定のため、保険料(掛け捨て)の一部を支援します。

事業名	農業経営収入保険加入緊急支援事業補助金
対象となる人 ※(1)(2)の両方を満たす人	(1)市内に住所がある農業者(法人含む) (2)個人事業者が令和5年1月1日に保険期間を開始する収入保険に加入または法人事業者が令和4年4月1日から令和5年3月1日までに、保険期間を開始する収入保険に加入
補助金の額	保険料(掛け捨て部分)の1/3(上限6万円)
農業共済組合への加入申請期限	・個人事業者:令和4年12月28日(水) ・法人事業者:令和5年2月28日(火) 詳しくは農政課へご相談ください。

